

第23章 老朽給水管解消工事に伴う融資あっせん制度

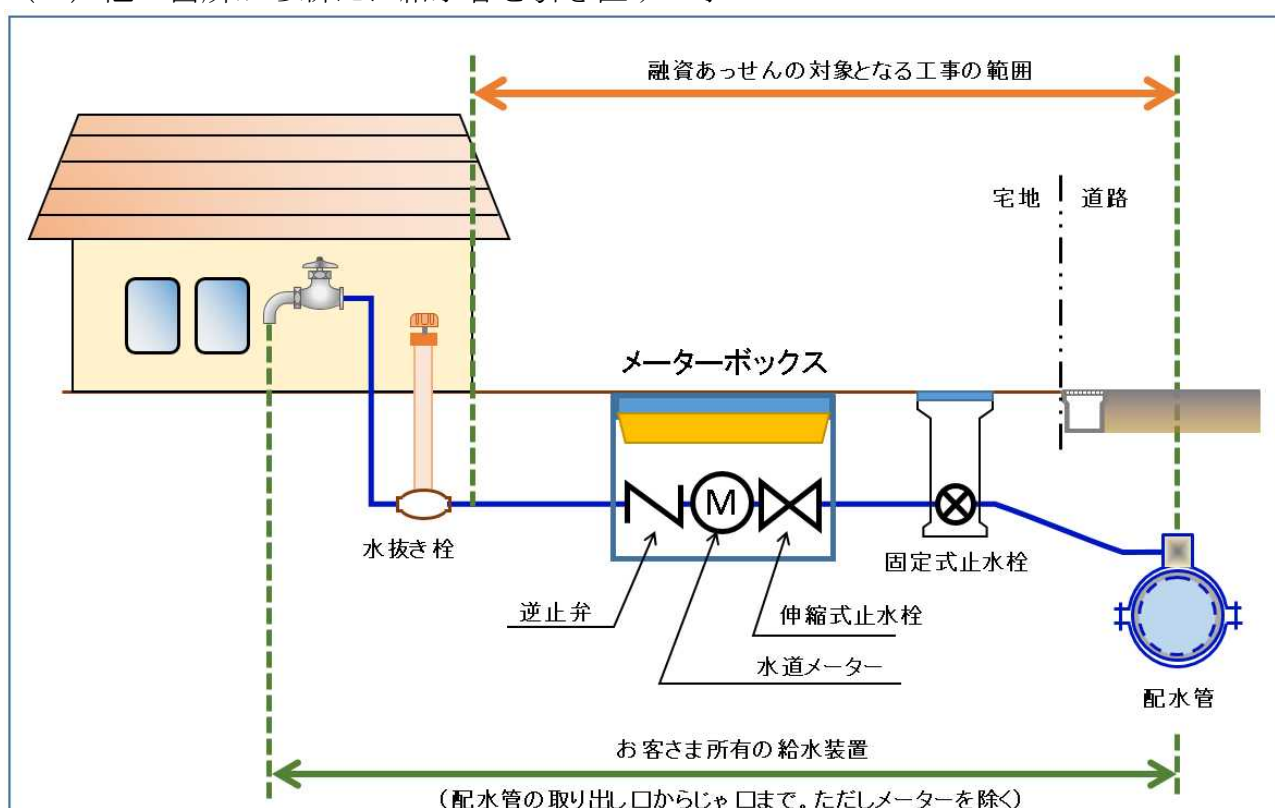
第1節 目的

給水本管の分岐部分からメーター前後の、鉛管等の老朽した給水管（以下「老朽給水管」という。）の出水不良、濁り、漏水などを解消するための工事（以下「老朽給水管解消工事」という。）について、秋田市が指定する金融機関で融資をあっせんすることを目的とする。

第2節 対象となる工事

以下の老朽給水管解消工事を行う場合を対象とする。

- (1) 給水管を取り替える工事
- (2) 他の箇所から新たに給水管を引き直す工事



※指定工事事業者は、分岐等の工事着手前に道路占用等、関係機関へ必要な手続きを行わなければならない。

第3節 融資あっせん制度

融資制度について以下のとおりである。

- (1) 取扱金融機関

秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、秋田県信用組合、東北労働金庫の5金融機関

※秋田銀行については、秋田市外の各支店においても申込みが可能。

- (2) 融資限度額 50万円
- (3) 償還方法 50回以内元金均等月賦償還

- | | |
|-----------|-----------------|
| (4) 利息 | 上下水道局で負担 |
| (5) 連帯保証人 | 1 名（独立の生計を営む者） |
| (6) 融資実行日 | 毎月 2 日、8 日、18 日 |

第 4 節 手続方法

老朽給水管解消工事に係る融資あっせんの手続等については、3 老朽給水管解消工事融資あっせん制度手続きフロー図、および老朽給水管解消工事に係る融資あっせん要綱を参照して行うこと。

- 1 融資あっせんの対象者等
 - (1) 住宅の所有者とその親族が同居しているとき、申込者は当該親族とすることができる。
 - (2) 住宅の所有者が死亡し、遺産の相続がされていない場合、申込者は当該住宅の相続人とみなされる者としてすることができる。
 - (3) 住宅が共有の場合、申込者は原則として筆頭者とする。
- 2 申請書類等
 - (1) 給水装置工事申込時
 - ア 老朽給水管解消工事融資あっせん申請書 (様式第 63 号)
※給水装置工事の申込みと同時に提出できない場合は、協議によるものとする。
 - イ 指定工事事業者の見積書および工事図面等
 - (2) 工事完成時
工事精算書
 - 1 (3) 金融機関との融資契約時
 - ア 老朽給水管解消工事資金借入申込書 (様式第 64 号)
 - イ 念書（支払委任特約書） (様式第 65 号)
 - ウ 申請者本人の所得証明書
※印鑑（金融機関に登録しているもの）
※身分証明書（印鑑証明書は給水装置工事申請時に提出済み。）
 - (4) 金融機関との融資契約後
契約締結報告書 (様式第 66 号)
 - (5) 工事取りやめ時
老朽給水管解消工事に係る融資あっせん取りやめ届 (様式第 67 号)

3 老朽給水管解消工事融資あっせん制度手続きフロー図

